

地域活性化包括連携協定書

日進市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、日進市内における地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力して、健やかにっしん宣言に基づき、1人ひとりの市民が自分自身の心や身体の健康に関心を持ち、積極的に心身の健康維持・増進を図ろうとする生活態度・行動（ウェルネス）を実践することにより、子どもから高齢者、病気や障害のある人誰もが幸せを感じていただけるような健やかなまち日進を目指すとともに、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携協力をするものとする。

- (1) 健康増進・食育に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 子育て支援・青少年の健全育成に関すること。
- (4) 高齢者・障害者支援に関すること。
- (5) 地域の安全・安心に関すること。
- (6) 地域産業の振興・地産地消に関すること。
- (7) 教育・文化の推進に関すること。
- (8) その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること。

（個別の事業等）

第3条 前条各号に掲げる事項について個別の事業等を実施する場合は、必要に応じて甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第4条 甲と乙は、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、それぞれ連絡調整に関する窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

2 甲と乙は、第2条に定める協力事項の進捗状況について、前項の連絡調整窓口を通じて、定期的に報告及び協議を行う。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た相手方の秘密情報（開示者が秘密である旨を表示しなくとも、明らかに秘密と認められる情報を含む。）を第三者に開示又は漏えいしてはならない。但し、次に掲げる情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示された時点で既に公知となっていたもの。
- (2) 開示された時点で既に受領者が所有していたもの。

(3) 開示された後、受領者の責によらず公知となったもの。

(4) 開示された後、受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず開示を受けたもの。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定による期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定の改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

3 甲と乙は、本協定の有効期間中であっても、協議の上、本協定を改廃することができる。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

平成30年4月4日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下2 6 8 番地
日進市
日進市長

乙 愛知県大府市横根町新江6 2 番地の1
株式会社スギ薬局
代表取締役社長